

私文書認証の質問の際にあらかじめ確認しておくの良い基本情報

認証の質問をいただく際に、あらかじめわかっているとやりとりがスムーズになる一般的なチェック項目を下記にまとめました。ご参考になさってください。

□認証を取りたい書類が公文書ではなく私文書であること。

→公文書原本の認証については、外務省にお問い合わせ下さい

□私文書には肉筆の署名（もしくは印鑑証明がある印での記名押印）があること。また、認証が必要な署名（もしくは記名押印）はどんな立場でなされた署名であるか。

→個人としての署名 ※署名者として個人の氏名が明記されているもの

→法人代表者（代表取締役）としての署名 ※署名者として法人名、役職名、氏名が明記されているもの

→法人の代表権のない社員としての署名 ※署名者として法人名、役職名、氏名が明記されているもの

□署名の日付が未来日付でないこと。また、空欄がないこと。

→日付は認証当日か過去の日付であれば問題なく認証が可能です

→面前署名ご希望の場合は認証当日日付を入れていただく必要があります

→認証は完成された書類にするものであることと、空欄があると事後に書き加えられた場合に争いの元になる可能性もあることから、空欄がある場合には埋めていただくよう指摘しております。

□認証当日に役場に来るのは署名者本人か代理人か。

→当日ご持参いただく必要書類が変わります。詳しくはHPの「必要書類の確認」をご確認下さい

□何語で書かれたどのような書類についての認証が必要か。

→これにより手数料のご案内が変わりますのでご確認ください

□提出先の国はどこか？また、アポステイーユや外務省の公印確認証明といった外務省の証明書まで付けることを希望するかどうか。

→アポステイーユはハーグ条約加盟国に提出する書類に希望があれば付けることができるものです。要不要が不明な場合は提出先にご確認ください

→外務省の公印確認証明は、公証人の認証の後に大使館での領事認証を取る必要がある場合に付けることができるものです。要不要が不明な場合は提出先にご確認ください

□書類の中に公証人の署名をしなければならない箇所があるかどうか。また、通常公証役場で発行している別紙での認証証明書発行+割印ではいけないのかどうか。

→書類の中に公証人が署名をしなければならない場合には、その署名欄の前後の体裁によっては日本の公証人法では署名ができない場合がありますので事前に確認が必要です

□宣誓認証が必要かどうか。

→公証人の前で署名者が宣誓をしてから署名をする宣誓認証の要不要は提出先の求めによりますので不明であればご確認ください。

→宣誓認証の書類には署名欄の前後に「swear、sworn、oath」などの宣誓を意味する言葉があることが多いようです。もしそのような「宣誓の上で署名をした」というような言葉のある公証人署名欄に署名が必要であれば、宣誓認証が必要です。

しかし、そのような言葉がついた公証人署名欄がある場合であっても、提出先が公証人の前で署名をしたという面前署名で良いということであれば面前署名認証も可能です。

その場合には宣誓の言葉がある署名欄には公証人は署名ができませんので、通常通り別紙にて認証証明書を発行して書類の後ろに付けた上で割印をかけることとなります。

→書類の中に公証人が署名をしなければならない場合には、その署名欄の前後の体裁によっては日本の公証人法では署名ができない場合がありますので事前に確認が必要です